

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の 告示の廃止について

1 目的

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、令和5年度から口頭により保有個人情報を開示する場合の取扱いが変更となり、告示は不要となったことから、令和3年宮崎県教育委員会告示第6号を廃止する。

2 内容

教員採用選考試験や県立学校の入学者選抜検査の結果等について、口頭により開示することができる保有個人情報として定め告示により周知していたが、今後は、県ホームページにおいて公表する。

宮崎県教育委員会告示第〇号

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（令和3年宮崎県教育委員会告示第6号）は、令和5年3月31日限り、廃止する。

令和5年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳 一 郎